

# ハローワーク 多治見

## 職業相談・職業紹介をご利用 いただくにあたってのご案内

### ■ 当ハローワークのご利用時間は下記の通りです

平日【月～金曜日】 8時30分～17時15分

※ 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日はお休みです。

※ 以下の所要時間の目安や窓口の混雑状況により、9時00分～17時00分のご利用をお勧めします。

### ■ 職業相談・職業紹介をご希望の方へのご案内

#### ・ 求職申込や職業相談には一定の時間がかかります

初めてハローワークをご利用いただく方については、求職申込が必要です。

求職申込書へのご記入や、ご記入いただいた求職申込書に沿ってご希望の条件等について確認させていただく相談については、概ね30分～40分程度は、見ておいていただければと思います。

また、雇用保険の受給資格決定を行う方については、職業相談の後に雇用保険の手続きとなり、待ち時間を除いて、あわせて概ね1時間程度の時間が必要となります。

(注) お待ちいただく時間は、日時によって変動するため、所要時間を含めておりませんので、お時間に余裕を持ったご来所をお願いいたします。

#### ・ 職業紹介については、先方(事業所)との連絡がつきにくい時間帯があります。

早朝(8:30～9:00)、昼休みの時間帯(12:00～13:00)、夕方17:00過ぎにつきましても、他の時間帯に比べて、事業所との連絡がつきづらい場合がございますので、予めご承知置きいただき、出来ましたら、それらの時間帯以外のご利用をお願いいたします。

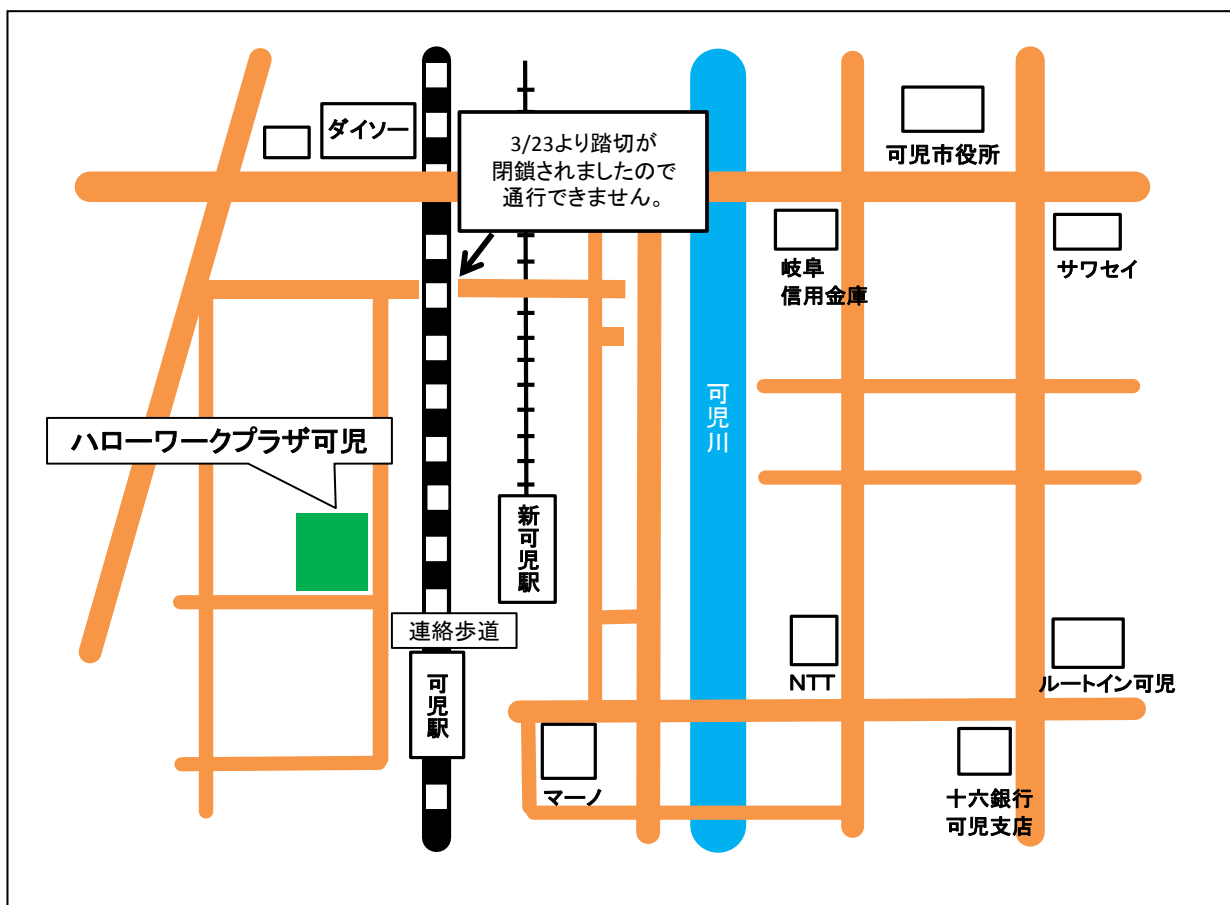
また、翌日に面接をご希望の場合については、夕方ですと翌日の面接設定が難しい場合がございますので、早めのご利用をお願いいたします。

# 可児市・可児郡御嵩町の方の 失業等給付の手続きについて

可児市・可児郡御嵩町にお住まいの方は、ハローワークプラザ可児で失業等給付(雇用保険)の手続きができます。

ハローワークプラザ可児では次の業務を行っています。

- ① 職業相談・職業紹介
- ② 失業等給付(一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢継続被保険者(※1)に対する「高年齢求職者給付金」、短期特例被保険者(※2)に対する「特例一時金」)の手続き。  
※1 同一の事業主に65歳に達する前から引き続いて、65歳以降も雇用されている方。  
※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方。
- ③ 失業等給付にかかる受給期間の延長手続き。



〒509-0203 可児市下恵土5166-1(可児市総合会館分室)  
開庁時間 9:00~17:15 TEL 0574-60-5585  
(JR可児駅・名鉄新可児駅より徒歩約3分)